

「やまなし消費者教育推進計画」の推進状況について

重点施策

重点施策1 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進

(主な施策)

① 消費者被害防止のための啓発活動の推進。特に、「消費者教育の拠点」である県民生活センターが高齢者自身及び身近なコミュニティー内における高齢者グループの消費者力の向上を図るため、様々な機会を通じた啓発活動を実施

- ・ 県民生活センターによる地域の公民館等における高齢者教室（58回実施）
- ・ テレビスポット「くらしの情報」（534回放送）
- ・ 消費生活情報誌「かいじ号」（年4回発行、金融特集号1回発行）
- ・ 消費者団体と連携した地域における啓発講座の実施（12回）
- ・ 県委嘱の消費生活相談員（27市町村、85名）による情報把握
- ・ イベント等の機会を通じた広報（消費者月間パネル展示（5/21～5/30、防災新館オープンスクエア）、県民の日イベントブースへ出展（11/15～11/16、小瀬スポーツ公園））
- ・ 県老人クラブ連合会を通じた情報提供（市町村老連事務局連絡調整会議（5/27）、県老人クラブ連合会総会（6/4））

② 福祉関係者等への消費生活講座等の実施。特に、県民生活センターが高齢者・障害のある人の消費者被害を防ぐため、福祉関係者等に対し見守り支援を行うための啓発や出前講座を実施

(高齢者)

- ・ 介護支援専門員を対象とした「介護支援専門員更新研修」（8/20）
- ・ 介護サービス事業者（訪問介護、通所介護、居宅介護支援等）を対象とした「集団指導」（5～6月）
- ・ 市町村、各保健福祉事務所及び県警の職員を対象とした「認知症高齢者の見守りに係る情報交換会」（6/13）

(障害のある人)

- ・ 福祉団体関係者等を対象とした「バーチャル在宅障害者研修」（2/11）
- ・ 障害福祉サービス事業者の従事者等を対象とした「障害者居宅介護従事者等現任研修」（2/17）

などの機会を活用し、県民生活センターが説明（29回）

③ 高齢者・障害のある人を地域で見守るネットワークの構築を図るため、相談業務にあたる国や県等の16機関・団体で構成する「県民相談相互支援ネットワーク連絡会議」等での情報提供を実施

④ 福祉関係施策との関係性を明確にするため、高齢者・障害のある人を地域で見守るネットワークの構築や、消費生活地域講座などによる啓発活動の実施等を各計画に位置付け

- ・「山梨県地域福祉支援計画」(H27～H31)
- ・「健康長寿やまなしプラン」(H27～H29)
- ・「山梨県認知症対策推進計画」(H27～H29)
- ・「やまなし障害者プラン2015」(H27～H29)

重点施策2 小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進

(主な施策)

① 消費者教育に関する授業等の充実

- 小中高校生を対象とした消費生活出前講座の実施(35回)
- 消費者教育推進シンポジウムの開催(10/24)
- 県民生活センターと大学が連携した小学生向けの消費者教育啓発教材の作成・活用(山梨大学と連携、県内全小学校191校へ配付)
- 公立小中学校長会や県教育委員会高校教育課が開催する会議や研修等の機会を活用した各学校への情報提供(9回)
- 福祉関係施策との関係性を明確にするため、若者向けの消費生活に関する各種講座の開催等を「やまなし子ども・子育て支援プラン」(H27～H31)に位置付け

② 教職員の指導力の向上

- 教職員を対象とした消費者教育に係る研修の実施
 - ・小・特別支援学校教諭を対象とした「平成26年度小学校社会科授業づくり研修会」(7/30)
 - ・小中高等学校社会科教諭を対象とした「総合的な学習の時間研修会」(8/11)
 - ・中学校家庭科教諭を対象とした「中学校家庭分野授業力向上Ⅱ研修会」(8/18)

③ 金融広報委員会等と連携した取組の推進

- 金融広報委員会、関東財務局甲府財務事務所及び県民生活センターが連携する中で、「講師派遣による学習支援プラン」を小中高等学校へ周知し、講座活用を促進
- 金融広報委員会が金融教育の研究指定校において、公開授業や講演会等を実施(北杜市立高根西小学校、鳴沢村立鳴沢小学校、県立笛吹高等学校)
- 関東財務局甲府財務事務所と連携した出前講座の実施(2回)

「やまなし消費者教育推進計画」の推進について

重点施策

少子高齢化や高度情報化の進展や、核家族化の進行など社会経済状況の変化の中で、地域や学校などにおける消費者教育を県民生活センターが拠点的な役割を担い、推進する。

- ※消費者教育が育むべき力（国の基本方針）
- ・環境などへの影響を理解した適切な商品選択
 - ・他者と協働した課題解決への取組
 - ・商品等に内在する危険の回避
 - ・生活管理や健全な家計の営み
 - ・消費生活の向上に役立つ情報の活用 等

重点施策1 高齢者・障害のある人に対する消費者教育の推進**(主な施策)**

- ① 消費者被害防止のための啓発活動の推進
 - 特に、消費者被害に遭うリスクの高い消費者（高齢者等）に対する啓発活動等を通して、高齢者自身及び身近なコミュニティー内における高齢者グループの消費力の向上を図る
 - ・県民生活センターによる地域の公民館等における高齢者教室
 - ・様々な媒体（テレビスポット「くらしの情報」、消費生活情報誌「かいじ号」）を通じた情報提供
 - ・消費者団体と連携した地域における啓発講座
 - ・行政と消費者との橋渡し役となる県委嘱の消費生活相談員による情報把握
 - ・キャンペーンやイベント等の機会を通じた広報
 - ・県老人クラブ連合会などと連携した消費者問題のお知らせ
- ② 福祉関係者への消費生活講座等の実施
 - 高齢者をサポートする様々な関係者に対し消費者問題に係る情報の共有や高齢者支援等に必要な消費生活上の情報提供とともに、会議や研修会などの機会を活用し、県民生活センターが出前講座を実施する
 - ・全市町村に設置され、高齢者支援を行っている「地域包括支援センター職員」
 - ・介護保険法の指定を受けている「介護保険サービス事業者」
 - ・地域において高齢者や障害のある人などの相談に応じる民生委員
- ③ 高齢者等を見守るネットワークの構築
 - 今後、相談業務にあたる国や県等の機関・団体に構成する「県民相談相互支援ネットワーク」など既存の組織との連携方策等を踏まえ、高齢者・障害のある人等を地域で見守るネットワークの構築に向けた検討を行う

【高齢者・障害のある人の消費者被害の特徴】

- ・本人が被害に気づかない、気づいても相談しない、相談する人がいない等から早期発見、早期解決が遅れる。
- ・一度被害に遭うと再び狙われ被害に遭いやすい。
- ・情報の受発信に疎遠な人が多い。

(出典：国の第6回消費者教育推進会議（H26.3.24）資料）

重点施策2 小学校期・中学校期・高等学校期における消費者教育の推進

(主な施策)

- ① 消費者教育に関する授業等の充実
 - 小・中・高校生を対象とした消費生活出前講座の実施
 - 県民生活センターと大学が連携した中学・高校生向けの消費者教育啓発教材の作成・活用

- ② 教職員の指導力の向上
 - 教職員を対象とした消費者教育に係る研修の実施
総合教育センターが開催する研修会に県民生活センターが参画
 - ・中学校家庭科教諭を対象とした「中学校家庭分野授業力向上Ⅱ研修会」
 - ・小・中・高・特別支援学校教諭を対象とした「総合的な学習の時間研修会」
 - ・小学校教諭を対象とした「小学校社会科授業のつくり方研修会」

- ③ 金融広報委員会等と連携した取組の推進
 - 小・中・高等学校で巣立ち教室や出前講座などを行っている金融広報委員会、関東財務局甲府財務事務所と、県民生活センターが連携して各学校に情報提供を行い、講師を派遣